

市第83号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第35条の3第4項の表中「、第5号イ」を「並びに第5号イ」に改め、「並びに第6号」を削り、同表に次のように加える。

第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器。ただし、光電式住宅用防災警報器を設置することが適当でないと認められる場合は、定温式住宅用防災警報器
-----------------	---

第35条の3第6項に次の1号を加える。

- (7) 連動型住宅用防災警報器は、火災の発生を感知した場合に発信する火災信号を他の連動型住宅用防災警報器に確実に伝達でき、及び他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を確実に受信できるようにすること。

第35条の4第3項の表中「、第5号イ」を「並びに第5号イ」に改め、「並びに第6号」を削り、同表に次のように加える。

前条第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器。ただし、光電式スポット型感知器を設置することが適当でないと認められる場合は、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号
-------------------	--

に掲げるもののうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格したものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）
--

第35条の5第2項を削る。

第69条第1項中「第4条」を「第3条の2」に改める。

第69条の2第1項第4号を削る。

別表第8自衛消防業務追加講習の本講習の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第69条の2第1項第4号を削る改正規定及び別表第8自衛消防業務追加講習の本講習の項を削る改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事に着手する住宅におけるこの条例による改正後の横浜市火災予防条例（以下「新条例」という。）第35条の3第4項に規定する定温式住宅用防災警報器については、同項の規定にかかわらず、この条例による改正前の横浜市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第35条の5第2項に規定する消防長が定める技術上の規格に適合する警報器（以下「消防

長が定める警報器」という。) によることができる。

- 3 この条例の施行の際現に存する住宅又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅における新条例第 35 条の 3 第 4 項に規定する定温式住宅用防災警報器及び消防長が定める警報器に係る同条第 2 項第 1 号及び第 3 項に規定する設置の基準については、これらの規定にかかわらず、旧条例第 35 条の 5 第 2 項に規定する消防長が定める設置の基準によることができる。

提 案 理 由

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正に伴い定温式住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の整備を図るとともに、自衛消防業務追加講習の本講習の廃止に伴いその受講手数料を廃止する等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第 35 条の 3 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住 宅 の 部 分	住宅用防災警報器の種別
第 1 項第 1 号から第 4 号まで <u>並びに第 5 号</u> 、第 5 号イ イ及びウ <u>並びに第 6 号</u> に掲げる住宅の部分	(省 略)
(省 略)	
<u>第 1 項第 6 号に掲げる住宅の部分</u>	<u>光電式住宅用防災警報器。ただし、光電式住宅用防災警報器を設置することが適当でない</u> <u>と認められる場合は、定温式住宅用防災警報器</u>

（第 5 項省略）

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 連動型住宅用防災警報器は、火災の発生を感知した場合に発信する火災信号を他の連動型住宅用防災警報器に確実に伝達でき、及び他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を確実に受信できるようにすること。

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第 35 条の 4 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住 宅 の 部 分	感 知 器 の 種 別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号 及びウ並びに第 6 号 部分	(省 略)
(省 略)	
前条第 1 項第 6 号に掲げる住宅の部分	<u>光電式スポット型感知器。ただし、光電式 スポット型感知器を設置することが適当で ないと認められる場合は、定温式スポット 型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 5 号 に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 14 条第 2 項第 1 号で定める特種の試験に合 格したものであって、公称作動温度が 60 度 又は 65 度のものに限る。）</u>

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(設置の免除)

第 35 条の 5 (第 1 項省略)

2 前 3 条の規定にかかわらず、第 35 条の 3 第 1 項第 6 号に掲げる住宅の部分に、火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器であって、消防長が定める技術上の規格に適合するものを消防長が定める基準に従い設置したときは、当該住宅の部分

に住宅用防災警報器等を設置しないことができる。

(防火管理者)

第 69 条 次に掲げる防火対象物（令第 1 条の 2 第 3 項に定めるものを除く。）の管理について権原を有する者は、法第 8 条第 1 項及び令第 2 条から第 3 条の 2 までの規定の例により、令第 3 条第 1 項第 1 号に定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、必要な業務を行わせなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで、第 2 項及び第 3 項省略)

(甲種防火管理講習等の受講手数料)

第 69 条の 2 次に掲げる消防長が行う講習を受けようとする者は、別表第 8 に定める額の手数料をその受講の際に納付しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 消防法施行規則第 4 条の 2 の 13 第 3 号の規定に基づき、同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成 20 年消防庁告示第 14 号）第 1 第 1 号に規定する追加講習（以下「自衛消防業務追加講習」という。）の本講習

(第 2 項省略)

別表第 8（第 69 条の 2 第 1 項、第 69 条の 3 第 2 項）

区 分	手 数 料
(省 略)	
自衛消防業務追加講習の本講習	3,500円
(省 略)	